

# 告 示

## 埼玉県選管告示第六十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、深谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十九年十二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称		管理者	収容人員
川本農民センター	埼玉県深谷市中百五十三番地一	深谷市長	百人